

感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

- ・保健所等により濃厚接触者を特定の上、行動制限を求める。
- ・待機期間は、原則5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。

2 事業所等で感染者が発生した場合（3、4の場合を除く）

- ・保健所等による一律の濃厚接触者の特定、行動制限は行わない。
- ・事業所等は、事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- ・事業所等で感染者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への訪問、感染リスクの高い行動を控える。
- ・事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

3 ハイリスク施設で感染者が発生した場合

- ・ハイリスク施設の協力の下、保健所により濃厚接触者を特定の上、行動制限を求める。
- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件*の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

4 保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

(1) 保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）以外に所在する施設

- ・保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園及び認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）において感染者が発生した場合は、保育所等が「濃厚に接触した者」を特定し、必要に応じて管轄保健所と協議し、行動制限を求める。
- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件*の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

(2) 保健所設置市に所在する施設

- ・保健所設置市においては、同市の保健衛生部局と児童福祉部局等又は教育委員会が連携し、自治体毎に濃厚接触者の特定・行動制限の方針を決定する。

※感染者と濃厚接触があった者が毎日の検査により業務に従事することが可能となる要件について

- ・感染者と濃厚接触があった当該職員の業務を、施設長等の管理者が了解していること。
- ・他の職員による代替えが困難な職員であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目接種後14日経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触がある者であること。
- ・無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。